

令和5年度第3回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時等

日時 令和5年10月19日（木） 13時30分～15時30分
場所 徳島労働局 5階会議室

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 端村委員
（労側委員） 賀川委員 木戸委員 矢藤委員
（使側委員） 久米委員 五島委員

3 議事要旨

（1）事務局から、電気機械器具等製造業最低賃金に係る資料説明、全国の決定状況について説明を行った。

（2）労使の主張内容

労側からは、全国の電気機械の平均988円よりも低く、徳島の一般機械の特定最賃との格差を改善し、早期に電機連合方針の1,012円の水準にしたいこと、また、現在の電気機械の最低賃金では年収が低く、人口流出につながり人口流入につながらないことなどが主張された。引上げ額は、会議当初はプラス50円と主張したが、労使の個別協議を経て本日結審するのであればプラス43円との意見が出された。

使側からは、前回欠席した委員からの意見が紹介され、急激な賃上げは困難であること、香川県の地域別最低賃金と電気機械最低賃金の差を比較して960円程度が妥当であること、中小企業では賃上げと企業存続のどちらを優先させるかを考えており、賃金アップは利益から還元されるものであり、最低賃金で決めるべきではないこと、電気代の高騰、価格転嫁が進まない状況が主張された。また、急激な最低賃金の引上げについていなければ最低賃金を決めることへの実効性に疑問があること、全国で見れば一般機械が電気機械より高いことなど労側の主張は受け入れ難いことが主張された。引上げ額は、会議当初、前回に発言したプラス41円を撤回しプラス18円を主張したが、個別協議を経てプラス31円との意見が出された。

（3）労使協議を行うもこれ以上の歩み寄りが見られず、労使の金額に隔たり

がある為、全会一致を目指し予備日を使い審議することとした。

(4) 次回専門部会（10月20日（金）13時30分、局5階会議室）において引き続き金額審議を行うこととなった。